入札執行の取扱いについて（お知らせ）

平成 28 年 11 月
たつの市

入札執行の適正な取扱いについては、既に通知している「たつの市の入札執行の取扱いについて（概要）」によるところですが、開札後において再度、内訳書等により確認が必要となった場合には、当該入札を一時保留し、調査を行うこととします。

電子方式入札においては、「保留通知書」を発行し、調査後に改めて入札に係る通知を行います。

「たつの市の入札執行の取扱いについて（概要）」
http://www.city.tatsuno.lg.jp/keiyakukensa/documents/sikkouru-ru22.pdf